

事業提案から事業完了までの手続きの流れ（追加募集）

事業提案

- ①事業を提案する団体は事業提案書等必要書類をNPO活動推進室へ提出
【随時受け付け】

※事業内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、まずにご相談ください。

- ②審査会において審査のうえ、事業採択となった団体へ採択通知書を送ります。
なお、審査会は団体の方にご出席いただくことはありません。

事業採択

- ③採択通知書を受け取った団体はNPO活動推進室へ「交付申請書」を提出していただきます。その後、NPO活動推進室から「交付決定通知書」を団体へ向けて送付します。

事業完了前に補助金の交付を希望される場合や、交付決定後の事業実施に変更がある場合は所定の様式をご提出ください。

事業完了後

- ④事業完了後、団体は「実績報告書」をNPO活動推進室へ提出していただきます。内容を審査し、補助金額の確定を行った後、補助金を指定のあった口座に振り込みます。（概算払の請求をされた場合は概算払した額と補助金確定額の差額を振り込みます。）

【問合せ先】

島根県 環境生活部 環境生活総務課

NPO活動推進室 電話0852-22-5262、5096